等の悪質・危険な運転の根絶を重 点目標に掲げ実施されます。

むつ地区交通安全協会では地域 から悲惨な事故を無くし、安全で住 み良い街づくりのために様々な活動 を行っています。この活動を支えて いるのは会員の皆様の会費と賛助 金です。ご支援とご協力をお願いい たします。

- ◆会費 年間600円
- ▶協賛金 一口5,000円から
- **▶受 付** むつ警察署内むつ地区 交通安全協会 免許更新時及び平日

8:30~17:00

◆問合せ先

むつ地区交通安全協会

8 0175-23-6742

法の日週間行事・調停制度発足 100周年記念行事のお知らせ

簡易裁判所の民事調停手続の模 擬調停(調停手続の各場面を実演 して解説)及び調停制度についての パネルディスカッションによる意見交 換等を行います。

◆日時

10月3日(月) 13:30~16:00 (受付開始:13:10)

▶場所

青森地方 家庭裁判所

▶対象

般の方 25人(先着順、参加無料)

◆申込方法

9月12日(月)

(受付時間:平日9:00~16:30)

◆申込・問合せ先

青森地方裁判所事務局総務課 庶務係

017-722-5421 FAX 017-723-7183

あんぜん、きづく、あんしん

東北電気保安協会



安全点検を行っています。電気配線の 気配 **の** 😝

◆問合せ先 (財)東北電気保安協会 むつ事業所

2 0175-22-4698

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的 年金等の収入やその他の所得額が -定基準額以下の年金受給者の生 活を支援するために、年金に上乗せ して支給されるものです。

◆対象となる方

老齢基礎年金を受給している方 (以下の要件をすべて満たしてい る必要があります)

- ●65歳以上である方
- ●世帯員全員が市町村民税非課税 となっている
- ●年金収入額とその他所得額の合計 が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を 受給している方(以下の要件を満 たしている必要があります)

●前年の所得額が約472万円以下 である

◆請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金 をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方に は、日本年金機構から9月初旬頃 から、請求可能な旨のお知らせを 送付します。同封のはがき(年金 生活者支援給付金請求書)に記 入し提出してください。

令和5年1月4日までに請求手 続が完了しますと、令和4年10月 分から遡って受け取ることが出来 ます。

② 年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年 金事務所または役場税務住民課 で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装 った不審な電話や案内にご注意くだ さい。

日本年金機構や厚生労働省か ら、電話でお客様の家族構成や金 融機関の口座番号・暗証番号をお 聞きしたり、手数料などの金銭を求 めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求 でお困りになったときには、お電話く ださい。

◆問合せ先

給付金専用ダイヤル

3 0570-05-4092 税務住民課 住民G

2 0175-27-2111

秋の交通安全運動が実施されます

~9月21日(水)~30日(金)まで~

秋の交通安全運動が、子供と高 齢者を始めとする歩行者の安全確 保、夕暮れ時と夜間の交通事故防 止と歩行者等の保護など安全運転 意識の向上、自転車の安全確保と 交通ルール遵守の徹底、飲酒運転

お知らせ

寫



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市 町村窓口へご相談ください。災害に より住宅等に著しく損害を受けたり、 世帯主の収入が著しく減少した場合 など、保険料の減免が認められるこ とがあります。保険料を滞納すると、 通常より有効期限が短い被保険者 証が交付されることがあります。

② かかりつけ医・かかりつけ薬局を 持ち、お薬手帳は1冊にまとめま しょう

いつも診察してもらう『かかりつけ 医』があると、体質や持病を理解した 上で助言をしてくれたり、必要に応じ て専門の医療機関を紹介してくれた りするので安心です。

また、普段から何でも相談できる 『かかりつけ薬局』があると、薬歴(薬 の服用記録)の管理や飲み合わせ による副作用の防止、多剤処方によ る健康被害のリスク軽減など、健康 管理をサポートしてくれます。

③ 高額療養費の事前口座登録 をお願いします

令和4年10月1日から、75歳以 上の方等で一定以上の所得がある 方は、医療費の窓口負担割合が2 割になります。

窓口負担割合が2割となる方は、 外来診療分の1か月の負担増加額 を3,000円までに抑えるため、自己 負担額(窓口で支払う費用)との差 額を高額療養費制度の口座へ後日 払い戻しします(令和7年9月30日

窓口負担割合が2割となる方で、 高額療養費の口座が未登録である 方には、令和4年9月以降に高額療 養費支給事前申請書を郵送します ので、高額療養費の事前口座登録 をお願いします。

◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G

8 0175-27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

2 017-721-3821